平成２３年（フ）第１９３６号
さいたま市南区大谷場２丁目２番７号　中田ハイツ１Ｆ
債務者　宮坂　利男
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１９５９号
さいたま市緑区宮本２丁目24番地31
債務者　川島三三子（旧姓梅田・中澤・岡田）
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１９７４号
埼玉県川口市榛松３丁目23番13号
債務者　道坂　高行
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第８０９号
埼玉県坂戸市にっさい花みず木４丁目４番地２　チェリーブロッサム205号室
債務者　藤枝　幸江
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第８１０号
埼玉県入間郡越生町越生東４丁目７番地３
債務者　加藤　正恵
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第８１１号
埼玉県入間郡越生町越生東４丁目７番地３
債務者　加藤　正一
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第３１８号
埼玉県大里郡寄居町大字露梨子596番地15
債務者　渡邉　秀樹
1　決定年月日時　平成23年12月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第３４１号
千葉県八街市朝日87番地
債務者　千坂　智康
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第３７４号
千葉県成田市橋賀台３丁目５番地　19棟307号
債務者　高橋　儀夫
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第３７５号
千葉県成田市橋賀台３丁目５番地　19棟307号
債務者　高橋由美子
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第３７８号
千葉県印西市大森3768番地　フローラハウス202号
債務者　佐藤　勇雄
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第２１７８号
愛知県知多郡東浦町大字緒川字雁狭間山１番地の65　巽ケ丘ハイツ２号棟241号
債務者　新谷　健一
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２６９３号
名古屋市港区当知４丁目1501番地　当知西荘４棟306号
債務者　平野　哲也
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２７９５号
名古屋市千種区菊坂町２丁目45番地　菊坂マンション４Ｆ
債務者　吉野　友子
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５８８号
愛知県豊田市美里２丁目７番地10　サンハイツ板倉105号
債務者　外狩　博哉
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第６０４号
愛知県刈谷市野田町西田１番地１　市営西田住宅Ｃ－204号
債務者　松尾ヨシ子
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第６３１号
愛知県額田郡幸田町大字菱池字山ノ郷35番地、前住所愛知県蒲郡市平田町西長根６番地
債務者　千賀　春美
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係